

「医師の働き方改革に関する検討会」の報告書特集

医師の働き方改革に関する検討会が報告書をまとめました

厚生労働省の医師の働き方改革に関する検討会は3月28日、2024年4月から適用する医師の時間外労働規制のあり方について報告書を取りまとめ、29日に公表した。勤務医に適用する基本的な上限水準は休日労働を含めて月100時間未満、年960時間以内とし、あわせて地域医療提供体制の確保に必要な暫定特例水準、医師育成のために必要な集中的技能向上水準として、それぞれ月100時間未満、年1,860時間以内の上限も設ける。一方で、いずれの上限水準も追加的な健康確保措置の実施を要件に、月100時間の上限を例外的に超えることを容認する。報告書を受けて同省は、労働政策審議会での審議を経て、上限規制を省令で規定する方針だ。

医師の診療業務は臨時的な必要性が生じる時季や頻度が予見不能であり、45時間を超える月を年6カ月までとする規制は適用しない。また、診療業務の公共性・不確実性を踏まえれば、ある月の時間外労働が長かったため翌月を必ず短くして平均値を調整することは困難なため、複数月平均80時間以内の規制も適用しない。一方、経過措置として設ける地域医療確保暫定特例水準は、都道府県が対象医療機関を特定し、医師偏在解消をめざす2035年度末を終了目標年限とする。集中的技能向上水準は、研修医のほか、一定の高度特定技能の習得のための診療業務を行う勤務医を対象とし、そうした勤務医の所属する医療機関を都道府県が指定して適用する。

時間外労働が月45時間を超えた勤務医に対しては、健康確保措置として連続勤務時間制限28時間以内、9時間の勤務間インターバルまたは代償休息を義務づける(基本水準は努力義務)。同じく月100時間を超えた勤務医には、医師による面接指導及び就業上の措置の実施を義務づける。なお、医師の面接指導は、医事法制とともに労働安全衛生法上の面接指導としても位置づける方向で検討する。

(平成31年4月15日発行 / 「月刊社労士」4月号)

医師の働き方改革に関する検討会報告書取りまとめを受けて

厚生労働省の「医師の働き方改革に関する検討会」報告書が取りまとめられたことを受け、今村聡副会長は4月4日の定例記者会見で日医の見解を述べた。

同副会長は、本検討会に日医からも構成員として2名が参画し、平成30年7月に日医が中心となって医療界の総意として取りまとめた「医師の働き方改革に関する意見書」を基に意見を述べてきたことを説明した上で、「本報告書は、これまで日医が主張してきた『医師の健康への配慮』と『地域医療の継続性』の両立という観点から、取りまとめられている」と総括。(中略)

報告書では、2024年度から適用される時間外労働の上限について、原則を年960時間(A水準)とし、地域医療確保の暫定特例水準(B水準)や集中的技能向上水準(C水準)では、特例として年1,860時間を認めるとしているが、B水準の医療機関には適用後も労働時間の短縮を求め、2035年度末の終了を目指して検討することが盛り込まれている。

これに対し今村副会長は、「1,860時間は高い上限だが、上限時間の罰則の関係で医療提供が過度に制限されたり、罰則適用で地域医療が崩壊することのないような制度設計になっている。いずれの上限時間も全ての医師に適用されるものではなく、対象となる医療機関や医師について一定の要件を満たす必要がある」と説明。健康確保措置として、「月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置」と「連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息」のセットが、Aでは努力義務、B、Cでは義務化されることに伴い、医政局と労働基準局が連携し、医事法制と労働法制の両面からチェックする仕組みが整えられたことは画期的であると、実効性の担保に期待を寄せた。(中略)

同副会長は、「将来の地域医療提供体制は、偏在対策を含む医師確保計画、地域医療構想、医師の働き方改革が三位一体となって形作られていくもの。不確実な要素が多く相互が複雑に関わっているため、問題が起これないよう検証しながら進めていく必要がある」と強調。医師の働き方改革を進めるためには、上手な医療のかかり方について国民の理解も不可欠であるとの考えを示すとともに、「多くの医療機関が少しでも早く960時間を達成できるよう、厚労省に対し必要な財源や税制など、全面的な支援を要望していく」と述べた。

(平成31年(2019年)4月4日(木) / 「日医君」だよりNo.128)

各種助成金のご案内

2019年4月1日から
勤務間インターバル制度の
導入が努力義務に
なりました

■ 時間外労働等改善助成金

勤務間インターバル導入コース

中小企業対象 企業単位支給

勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設ける「勤務間インターバル」を導入し、労務管理に関する設備投資等を行った場合に、その費用の一部を助成します。

※取組実施前に「労働局」へ「事業実施計画」の提出が必要【計画提出メ切/2019年11月15日】

● 支給対象となる取組

1事業主あたりコース利用1回

以下のいずれか1つ以上を実施する計画を策定・実施すること。

- | | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| a 労務管理担当者に対する研修 | e 人材確保に向けた取り組み | h 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新 |
| b 労働者に対する研修周知啓発 | f 労務管理用ソフトウェア・労務管理用機器・デジタル式運行記録計の導入・更新 | |
| c 外部専門家によるコンサルティング | g テレワーク用通信機器の導入・更新 | (原則パソコン、タブレット、スマートフォンは対象外です) |
| d 就業規則等の作成・変更 | | |

● 対象事業主

次の①から③のいずれかに該当する事業場を有する事業主

- ①勤務間インターバルを導入していない事業場(新規導入)
- ②既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場(適用範囲の拡大)
- ③既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場(時間延長)

● 成果目標

全ての対象事業場において、**休息时间9時間以上の勤務間インターバル**を、当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象とした制度として導入する

● 支給額

対象経費の一部を助成(合計額×補助率4分の3(※1))

成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給

①の場合/上限80万円~100万円(※2) ②と③の場合/上限40万円~50万円(※2)

(※1) 常時使用する労働者が30名以下かつ上記f~hの経費が30万円を超える場合補助率は5分の4

(※2) 上限額は最も短い休息時間数に応じたものになります



■ 両立支援等助成金

出生時両立支援コース

中小企業・大企業対象 企業単位支給 2020年度まで

男性労働者の育児休業

1企業あたり1年度につき10人まで

男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりの取組を行い、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を男性に取得させた事業主に支給します。

● 支給額

取組かつ育休1人目/中小企業57万円<72万円>*、大企業28.5万円<36万円>*

育休2人目以降/中小・大企業ともに休業期間の長さに応じて

14.25万円~33.25万円<18万円~42万円>*

★過去に男性育休者がいる企業も「2人目以降」の金額で支給対象となります

★大企業の場合14日以上、中小企業の場合5日以上の連続した育児休業取得が要件です

★育児休業開始日前日までに「職場風土づくりの取組」を実施することが必要です

※支給額のうち、<>内は生産性要件を満たした場合の支給額等です。詳しくは厚生労働省ホームページ「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご参照ください

イクメンDr.
育児休業とりませんか?

例)7月1日に子供が生まれたら…
産後8週間以内に連続5日間育休を取得した場合、対象となります。
(男性は育児休業給付金が受給できません)

7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7
月	火	水	木	金	土	日

所定休日を含めた5日間(中小企業の場合)でOK!

詳しくは厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。また、福井県医療の職場づくり支援センターのホームページ (<http://www.fukui.med.or.jp/syokuba/>) でも上記以外の助成金を紹介しておりますのでご覧ください。

「勤務環境改善マネジメントシステム」をご存知ですか？

職場の勤務環境改善に「医療勤務マネジメントシステム」をご活用ください。支援センターがお手伝いいたします。

ご利用の流れ



勤務環境改善に
取り組んで
いただける
医療機関を
募集いたします

福井県医療の職場づくり支援センターのメールアドレスができました!! ☎ iry-shien@fukui.med.or.jp

電話、FAX以外に上記メールアドレスにもお気軽にご相談ください。

ご支援までの
流れ

電話・メールによる
問い合わせ

相談日時の
打合せ

ご支援スタート

※必要に応じて医業経営アドバイザーや関連窓口をご紹介。
※ご支援は監督指導を目的とするものではありません。
※秘密厳守。安心してご相談ください。

福井県医療の職場づくり支援センター 医療労務管理相談コーナー

相談
無料

●福井市大願寺3丁目4番10号 福井県医師会内 ●電話 0776-24-1666/FAX 0776-21-6641 ●月曜日~金曜日(土日祝日、年末年始を除く)9:00~17:00